

独立行政法人日本学術振興会職員退職手当規程

平成 15 年 10 月 1 日
規 程 第 13 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日 規程第 9 号
改正 平成 25 年 3 月 25 日 規程第 6 号
改正 平成 28 年 3 月 30 日 規程第 23 号
改正 平成 29 年 1 月 27 日 規程第 1 号
改正 平成 29 年 12 月 22 日 規程第 41 号
改正 平成 30 年 3 月 30 日 規程第 48 号
改正 令和 3 年 3 月 26 日 規程第 13 号
改正 令和 5 年 3 月 28 日 規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会就業規程（平成 15 年規程第 14 号。以下「就業規程」という。）第 40 条の規定に基づき、職員（就業規程第 3 条第 2 項に掲げる職員を除く。以下同じ。）が退職等した場合に支給する退職手当及び弔慰金の支給並びに就業規程第 40 条及び独立行政法人日本学術振興会有期雇用職員就業規程（平成 23 年規程第 8 号。以下「有期雇用職員就業規程」という。）第 35 条の規定に基づき、就業規程第 3 条第 2 項に掲げる職員及び有期職員等（以下「特任職の職員」という。）の特別退職手当の支給に関し必要なことを定めることを目的とする。

(職員の退職手当の支給基準)

第 2 条 退職手当は、職員が退職（死亡又は特任職の職員に異動等した場合を含む。以下同じ。）した場合にはその者（職員が死亡した場合にあっては、その遺族）に支給する。ただし、職員が勤続 6 月未満で退職又は死亡した場合には退職手当は支給しない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員（当該職員が死亡したときは、当該職員に係る退職手当の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該職員の職務及び責任、当該職員が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととするを行うことができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたことにより退職した者
- 二 懲戒による免職処分を受けて退職した者

- 3 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員（第1号に該当する場合において、当該職員が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者）に対し、前項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることをすることができる。
- 一 当該職員が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 理事長が、当該職員について、当該退職後に在職期間中に懲戒による免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒による免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたと認めたとき。
- 4 死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第2項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする手続きを行うことができる。
- 5 理事長は、第3項第2号又は前項の規定による手続きを行おうとするときは、当該手続きを受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 6 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「振興会」と読み替えるものとする。
- 7 理事長は、第2項から第4項までの規定による手続きを行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該手続きを受けるべき者に対して通知しなければならない。
- 8 第7条第1項から第3項の規定による退職手当の支払を差し止める手続き（以下「支払を差し止める手続き」という。）に係る退職手当に関し第3項又は第4項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする手続きが行われたときは、当該支払を差し止める手続きは、取り消されたものとみなす。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、職員の退職の日における本給月額にその者の勤続期間を次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、各号の合計額が本給月額の100分の5,500を超えるときは、本給月額の100分の5,500に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- 一 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100
- 二 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140

- 三 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180
- 四 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200
- 五 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(退職手当の増額)

第4条 職員が傷病もしくは死亡又は定員の減少もしくは組織の改廃により退職した場合には、前条の規定により計算した額に、その者の退職の日における本給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

2 勤続期間15年以上の職員で、職務上特に功労があったと理事長が認めたときは、前条の規定により計算した額に、その者の退職の日における本給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を、加算することができる。

3 職員が退職した場合において前2項の規定に準じ理事長が特に増額の必要があると認めたときは、前条の規定により計算した額に、その者の退職の日における本給月額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を、加算することができる。

(退職手当の減額)

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、第3条の規定により計算して得た額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- 一 勤務成績が著しく不良なための退職
- 二 第2条第2項に規定する事由に準ずる事由により退職
- 三 自己の都合による退職（出産もしくは婚姻又は業務上の傷病により退職した場合並びに満60歳に達した日以後に退職した場合を除く。）

(減額の特例)

第6条 職員が文教関係団体企業年金基金（旧文教関係団体厚生年金基金を含む。）（以下「年金基金」という。）の加入者である期間（以下「加入者期間」という。）15年以上で退職した場合においては、第3条の規定により計算して得た額から、加入者期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる加入者期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額の算出において、その基礎となる本給月額が退職した日における年金基金の標準給与の最高限度額（以下「最高限度額」という。）を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。この場合において、退職した月の前月（退職した日が月の末日である場合は当月）以前1年以内に最高限度額の改正があったときは、退職した月の前月（退職した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって退職した日における最高限度額とする。

- 一 加入者期間が15年の場合 100分の1.5
- 二 加入者期間が15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入者期

間1年につき100分の0.1を加えたもの

三 加入者期間が30年を超える場合 100分の3

2 年金基金の加入者であったことにより、既に退職手当の減額を受けた者に再び退職手当を支給する場合は、前項の規定にかかわらず、第3条の規定により計算して得た額から、同項の規定により減額すべき額と次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額の差額を減額する。

一 再び退職手当を支給する場合の退職手当の額の算出の基礎となる本給月額（この場合において、前項ただし書を準用する。）及び以前の減額に係る加入者期間を用いて算出する対象額

二 以前の減額に係る加入者期間の区分に対応する前項各号に定める割合

3 加入者期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 この条の規定により減額すべき額は、第3条の規定により計算して得た額を限度とする。

（退職手当の支払差止め）

第7条 退職をした職員が、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、当該退職に係る退職手当の支払を差し止める手続きを行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、当該退職手当の支払を差し止める手続きを行うことができる。

一 当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕されたとき又は理事長が当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至ったときであって、当該職員に対し退職手当を支払うことが職務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒による免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の支払を差し止める手続きを行うことができる。

- 4 前3項の規定による退職手当の支払を差し止める手続きを受けた者は、当該支払を差し止める手続き後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払を差し止める手続きを行った理事長は、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該支払を差し止める手続きを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払を差し止める手続きを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払を差し止める手続きの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 当該支払を差し止める手続きを受けた者について、当該支払を差し止める手続きの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合。
 - 二 当該支払を差し止める手続きを受けた者について、当該支払を差し止める手続きの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、第2条第3項の規定による手続きを受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合。
 - 三 当該支払を差し止める手続きを受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第2条第3項の規定による手続きを受けることなく、当該支払を差し止める手続きを受けた日から1年を経過した場合。
- 6 第3項の規定による支払を差し止める手続きを行った理事長は、当該支払を差し止める手続きを受けた者が第2条第4項の規定による手続きを受けることなく当該支払を差し止める手続きを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払を差し止める手続きを取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払を差し止める手続きを行った理事長が、当該支払を差し止める手続き後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払を差し止める手続きを取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第2条第7項の規定は、支払を差し止める手続きについて準用する。

（退職をした者の退職手当の返納）

- 第8条 退職をした職員に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、当該職員に対し、第2条第2項に規定する事情のほか、当該職員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる手続きを行うことができる。
- 一 当該職員が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 理事長が、当該職員について、在職期間中に懲戒による免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による手続きは、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 第2条第5項及び第7項の規定は、第1項の規定による手続きについて準用する。
- 4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第2条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「振興会」と読み替えるものとする。

（遺族の退職手当の返納）

第8条の2 死亡による退職をした職員の遺族（退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当が支払われた後において前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第2条第2項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の全部又は一部の返納を命ずる手続きを行うことができる。

- 2 第2条第5項及び第7項の規定は、前項の規定による手続きについて準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第2条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「振興会」と読み替えるものとする。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第8条の3 退職をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後において、当該退職手当の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第8条第1項又は前条第1項の規定による手続きを受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該職員が在職期間中に懲戒による免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該職員が在職期間中に懲戒による免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる手続きを行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第8条第4項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項による通知を受けた場合において、第8条第1項又は前条第1項の規定による手続きを受けることなく死亡したとき（次項及び第4項に規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした職員が在職期間中に懲戒による免

職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる手続きを行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第7条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第8条第1項の規定による手続きを受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該在職期間中に懲戒による免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる手続きを行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第8条第1項の規定による手続きを受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる手続きを行うことができる。
- 5 前3項の規定による手続きに基づき納付する金額は、第2条第2項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 6 第2条第5項及び第7項の規定は、第1項から第4項までの規定による手続きについて準用する。
- 7 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第2条第5項の規定による意見の聴取について準用する。なお、この場合において「行政庁」は「振興会」と読み替えるものとする。

（委員会における審議）

- 第8条の4 理事長は、第2条第3項第2号若しくは同条第4項、第8条第1項、第8条の2第1項又は前条第1項から第4項までの規定による手続き（以下この条において「退職手当の支給制限等の手続き」という。）を行おうとするときは、別に定める委員会の議を経なければならない。
- 2 委員会は、第2条第4項、第8条の2第1項又は前条第1項から第4項までの規定による手続きを受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の手続きに係る事件に関し、当該手続きを受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求

めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

- 4 委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の手続きに係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(勤続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの年月数による。

- 3 前2項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数(当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。以下同じ。)の2分の1に相当する期間(第3号の期間にあつては、その月数)を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

一 就業規程第8条の規定による休職の期間(業務上の疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。)による疾病による休職を除く。)

二 就業規程第12条第1項、第3項及び第4項の規定による休業の期間(ただし、同規程同条第1項による当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1に相当する期間)

三 就業規程第51条の規定による停職の期間

- 4 勤続期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

- 5 第2条第1項ただし書きに規定する勤続期間については、第1項の規定にかかわらず、その者が職員となった日から退職した日の前日までの満月数による。

- 6 就業規程第8条第1項第4号に規定する出向による休職期間は、第1項に定める職員としての引き続いた在職期間に算入するものとする。

(国等の機関の職員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算等に係る特例)

第10条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となる

ため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前二項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第3項の規定にかかわらず、職員としての引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

（弔慰金の額）

第11条 職員が死亡した場合においては、その者の遺族に職員が死亡した日における本給月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金として支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第12条 第2条及び第11条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第2号及び第3号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者
- 三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で前号に該当しない者

- 2 前項第2号及び第3号の規定中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当及び弔慰金を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当等の支給)

第13条 退職手当及び弔慰金は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 退職手当及び弔慰金は、予算その他の特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(特任職の職員の特別退職手当の支給等)

第13条の2 特任職の職員には、特別退職手当を支給する。

2 特別退職手当は、月額とし、本給月額に100分の6を乗じて得た額とする。

3 特別退職手当の支給等については、独立行政法人日本学術振興会職員給与規程（平成15年規程第12号）に定めるところによる。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職手当及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第15条 退職手当及び弔慰金の支給手続その他規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 施行日の前日に日本学術振興会の職員であった者で引き続き独立行政法人日本学術振興会の職員となった者の在職期間については、第9条の規定にかかわらず、日本学術振興会職員退職手当規程（昭和43年3月30日規程第8号）において認められた在職期間を振興会の在職期間とみなして、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。

附 則（平成22年規程第9号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 6 号）
（施行期日）

- 1 この規程は平成 25 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、施行日から平成 25 年 9 月 30 日までの間においては、「100分の98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては、「100分の92」とする。

附 則（平成 28 年規程第 23 号）
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 1 号）
この規程は、平成 29 年 1 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 41 号）
この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条の規定は、平成 29 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年規程第 48 号）
（施行期日）
この規程は、平成 30 年 3 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年規程第 13 号）
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規程第 10 号）
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。